

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求について、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、法 25 条 2 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月 9 日付けの保護決定通知書（以下「本件保護決定通知書」という。）により通知した保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）は取り消すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して行った本件処分について、その取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であるとして、被服費の支給を求めている。

令和 2 年 9 月 1 日認定（？）「令和 2 年 9 月 7 日にあった被服費の申請を却下します。」との決定に対して、担当者は、

- 1 入退院していない
- 2 保護開始直後ではない

ことを理由にしていますが、実際開始直後には、扶助費で被服まで購入できる金額ではない。

また、保護開始時は夏で、急に肌寒くなり、着のみ着のみで、着がえの下着や衣服もないので、必要である。これは生活保護開

始時で「全くない」とは言えないが、「全く使用にたえない」状況として認めてほしい。「全くない」状況は、普通あり得ないので、条文が曲解か何かされていると思う。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 7月13日	諮問
令和3年 8月20日	審議（第58回第2部会）
令和3年 9月17日	審議（第59回第2部会）
令和3年10月 8日	審議（第60回第2部会）
令和3年11月 5日	審議（第61回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護基準及び最低生活費等について

ア 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程

度において行うものとする」とされている。

イ 法 1 1 条 1 項によれば、保護の種類として、同項 1 号に「生活扶助」が挙げられており、法 1 2 条 1 号によれば、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」の範囲内において、生活扶助を行うとされている。

ウ 法 2 4 条 3 項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請（同条 1 項）があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされている。また、同条 4 項によれば、その書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

(2) 臨時的一般生活費（一時扶助費）

ア 経常的最低生活費及び臨時的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 7・1 によれば、「経常的最低生活費」は、「要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するもの」、同・2 によれば、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」とされており、当該特別の需要として、「(1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要 (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別

需要 (3)新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が挙げられている。

イ 被服費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(5)・アによれば、「被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えない」とされ、以下の6項目が挙げられている。

(ア) 略（布団類）

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

一人当たり 1万4000円以内

(ウ) 略（災害にあった場合）

(エ) 略（新生児のためのおむつ等）

(オ) 略（入院を必要とする者の寝間着等）

(カ) 略（常時失禁状態にある患者等の紙おむつ等）

(3) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。

2 本件についての検討

(1) これを本件についてみると、処分庁は、令和2年9月7日、請求人から、既に購入した被服の購入費の支給を求める本件申請書の提出を受け、被服は、経常的最低生活費により賄われるのが原則であり、本件は、臨時的一般生活費（一時扶助費）を支給しなければならない緊急やむを得ない場合には該当しないと判断し

て、同月 9 日、本件処分を行っていることが認められる。

本件申請時の請求人の状況は、保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合のいずれにも該当しないこと（上記 1・(2)・イ参照）からすれば、この処分庁の判断は合理的なものということができ、本件処分は、上記法令等に則った適正なものということができる。

- (2) しかしながら、法 24 条 3 項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされている。また、同条 4 項によれば、その書面には、決定の理由を付さなければならないとされている（上記 1・(1)・ウ参照）。

そして、〇〇区生活保護法施行細則 5 条によれば、保護の申請を却下する場合には保護申請却下通知書（同細則 18 号様式）により行うものとされ、保護申請却下通知書に却下理由を記載することとされている。

- (3) そのため、被服費の支給を求める請求人からの申請に対する本件処分の通知は、保護申請却下通知書により却下理由を記載して行われるべきところ、処分庁は、本件保護決定通知書の保護変更決定処分の理由の欄に本件処分について記載をしているだけでなく、本件処分の理由を書面により示していない。しかしながら、本件処分は、申請に対する拒否処分であり、保護変更決定処分に該当するものではなく、また、保護変更決定処分の理由となるものでもないため、本件保護決定通知書により通知すべき処分ではない。さらに、本件処分を通知する書面に本件処分の理由を付していないことは、法 24 条 4 項に違反するものである。

以上のように、処分庁は、本件処分について、誤って本件処分を保護変更決定処分の理由の欄に記載した本件保護決定通知書により通知しているだけでなく、本件処分を通知する書面に本件処

分の理由を付していないことから、本件処分は、生活保護法 24 条 4 項及び〇〇区生活保護法施行細則 5 条に違反する違法な処分として取り消されるべきである。

なお、本件保護決定通知書により本件処分と同時に通知された令和 2 年 9 月 1 日認定の保護変更決定処分及び同年 10 月 1 日認定の保護変更決定処分は、本件処分とは別個の処分であるから、本件処分の取消しを理由に取り消されるべきものではない。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来